

求職者支援制度に関するよくあるご質問

(目次)

- Q1. 求職者支援制度とはなんですか？ p 2
- Q2. 求職者支援訓練を受講するにはなにか要件等がありますか？
- Q3. 上記要件を満たしていれば、必ず求職者支援訓練を受講出来ますか？
- Q4. 雇用保険を受給中の場合は、求職者支援訓練は受けられないのですか？
- Q5. 求職者支援訓練にはどのような種類がありますか？
- Q6. 求職者支援訓練を受講する際にお金はかかりますか？
- Q7. 子供が小さいのですが、求職者支援訓練を受講することが可能ですか？ p 3
- Q8. 社会人経験もなく、授業についていくのが不安なのですが？
- Q9. 自分のスキル向上のために受講したいので、すぐに就職する気はないのですが、
求職者支援訓練を受講することは可能ですか？
- Q10. 職業訓練受講給付金はいくらですか？
- Q11. 寄宿手当とは何ですか？
- Q12. 職業訓練受講給付金の支給要件は？ p 4
- Q13. 本人収入には何が含まれますか？
- Q14. 本人収入要件について、複数の月に係る金額が一括で支給される手当（年金等）
については、どのように取り扱いますか？
- Q15. 世帯収入要件について、子どもの収入も含めますか？
- Q16. 土地・建物要件について、親から相続した土地を所有している場合であっても p 5
この要件の対象となりますか？
- Q17. 持病があるが、病院へ行かなくとも自宅で安静にすることで症状が治まることが
通常である場合の欠席は、やむを得ない理由によるものと認められますか？
- Q18. 職業訓練受講給付金だけでは訓練受講中の生活費として不足するのですが、
その場合に追加で支援はありますか？
- Q19. 公共職業訓練を受講する場合は、職業訓練受講給付金は受けられないのですか？
- Q20. 相談をするハローワークはどこでもかまわないですか？

Q1. 求職者支援制度とはなんですか？

雇用保険を受給できない求職者の方が就職活動をするなかで、ハローワークが必要と認めた場合、無料で求職者支援訓練を受講することができ、かつ求職者支援訓練または公共職業訓練を受講中に一定の要件を満たす場合には、給付金を受給できる制度です。なお、職業訓練受講給付金を受けられない方でも職業訓練の受講は可能です。

Q2. 求職者支援訓練を受講するにはなにか要件等がありますか？

求職者支援訓練は、原則として雇用保険を受給できない方が対象となります。また、受講するにあたっては、ハローワークで相談のうえ「支援指示」を受ける必要があります。支援指示の対象となる方（特定求職者）は以下のすべての要件を満たす方です。

- ・ハローワークに求職の申込みをしていること
- ・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- ・労働の意思と能力があること
- ・就職のために職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

Q3. 上記要件を満たしていれば、必ず求職者支援訓練を受講出来ますか？

訓練校にて行われる選考（学科試験、面接試験等）に合格する必要があり、不合格の場合は訓練を受けられません。

Q4. 雇用保険を受給中の場合は、求職者支援訓練は受けられないのですか？

求職者支援訓練は、主に雇用保険を受給できない方を対象としていますが、ハローワークで相談する中で、求職者支援訓練の受講がご本人の就職に適した訓練であると判断された場合は、雇用保険受給中であっても求職者支援訓練を受講可能です。

Q5. 求職者支援訓練にはどのような種類がありますか？

求職者支援訓練は、民間教育訓練機関等の実施する就職に資する訓練について厚生労働大臣の認定を受けて実施されます。社会人としての基礎的な技能等を習得する「基礎コース」と、就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得する「実践コース」があります。訓練期間は、1コース2か月から6か月までです。具体的なコース情報は以下のホームページで確認してください。

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

Q6. 求職者支援訓練を受講する際にお金はかかりますか？

求職者支援訓練を受講する際には、受講料等はありません。ただし、テキスト代等は各自の負担となります。

Q7. 子供が小さいのですが、求職者支援訓練を受講することが可能ですか？

コースによっては、託児サービスがある訓練コースがあります。また、短時間（一日3時間）の訓練コースもありますので、ハローワークに相談をしてください。

Q8. 社会人経験もなく、授業についていくのが不安なのですが？

求職者支援訓練の基礎コースでは、職業能力開発講習という社会人スキルを身につける授業が行われています。また、受講者のレベルに合わせて訓練コースを設定しているため、受講する際にはハローワークで十分相談いただいてから受講することになります。

Q9. 自分のスキル向上のために受講したいので、すぐに就職する気はないのですが、求職者支援訓練を受講することは可能ですか？

求職者支援訓練は、労働の意思と能力がある方が対象の訓練です。ここでいう労働の意思と能力とは、すぐに就職しようとする意思があり、労働するために特に制約もない場合をいいますので、就職を目指していない方は、本訓練を受講することはできません。

Q10. 職業訓練受講給付金はいくらですか？

職業訓練受講給付金は、職業訓練受講手当、通所手当、寄宿手当からなっており、支給額については以下のとおりです。

- ・職業訓練受講手当：月額10万円
 - ・通所手当：職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額（上限あり）
 - ・寄宿手当：月額10,700円（該当者のみ）
- 詳しくはハローワークで相談の際にご確認ください。

Q11. 職業訓練受講手当の支給要件は？

求職者支援訓練または公共職業訓練を受講した場合に支給される職業訓練受講給付金は、支給単位期間（※1）において以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・本人収入が8万円以下であること
- ・世帯全体（※2）の収入が30万円以下であること
- ・世帯全体の金融資産が300万円以下であること
- ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- ・全ての訓練実施日（時間）に出席していること（やむを得ない理由がある場合でも、出席率が8割以上あること）
- ・世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいないこと
- ・過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給をうけていないこと
- ・過去6年以内に職業訓練受講給付金の支給を受けたことがないこと

※ 1「支給単位期間」とは、原則訓練開始日を起算日として1か月毎に区切った個々の期間のことを指します。支給単位期間が一つ終わるごとに、ハローワークが指定した日にハローワークに来所し、「職業訓練受講給付金」の支給申請と職業相談を行います。

※ 2「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。（内縁の関係にある者は「配偶者」とみなします。内縁の関係にあるか否かの確認は、住民票謄本の続柄等の「夫（未届）」等の記載によって確認します。）

Q12. 寄宿手当とは何ですか？

寄宿手当とは、職業訓練受講手当の支給要件を満たす方が、求職者支援訓練または公共職業訓練を受けるために、同居の配偶者などと別居して寄宿する場合、月 10,700 円を上限として支払われる手当です。詳しくはハローワークにご相談ください。

Q13. 本人収入には何が含まれますか？

税引前の稼得収入及びその他収入全般が対象となります。

稼得収入には、賃金（賞与を含む。）、個人事業者の事業収入（経費を差し引いた控除後の額）、役員報酬、不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額）等が含まれます。

その他収入には、各種年金を含む税引前の収入全般が対象となります。

なお、収入の算定対象外としているものもございますので、収入に含まれるか不明で判断に迷う場合は、ご利用のハローワークにお問い合わせください。

Q14. 本人収入要件について、複数の月に係る金額が一括で支給される手当（年金等）については、どのように取り扱いますか？

制度として支払頻度が決められており、手当を受け取る方に変更の余地がないものについては、一括で支給された金額を適正な月数で割った額を収入として認めることとなります。

なお、この取扱いが該当するか判断に迷う場合は、ご利用のハローワークにお問い合わせください。

（例）

公的年金（13万円）が2か月分まとめて支給される場合

⇒ 13万円を2（か月）で除した額である6万5000円を該当する期間の収入として算定することとなります。

Q15. 世帯収入要件について、子どもの収入も含めますか？

20歳未満であり、かつ、就学中の子（就学年齢前の子も含みます。）の収入は0円とみなします。

Q16. 土地・建物要件について、親から相続した土地を所有している場合であってもこの要件の対象となりますか？

土地や建物の利用価値や処分の可否の見込みにかかわらず、あくまでも土地・建物の所有の有無によって判断することとしております。

Q17. 持病があるが、病院へ行かなくとも自宅で安静にすることで症状が治まることが通常である場合の欠席は、やむを得ない理由によるものと認められますか？

持病があり、病院へ行かなくとも自宅で安静にすることで症状が治まることが通常であるという事実がわかる証明書類を事前に提出いただければ、やむを得ない理由と認められることがあります。なお、自己申告のみではやむを得ない理由と認められませんのでご注意ください。

ご自身の欠席や遅刻等が「やむを得ない理由」にあたるか、また、どのような証明書類の提出が必要になるのかについては、訓練開始前にハローワークでお渡しした「求職者支援制度・訓練受講のしおり」にも例を記載していますので、そちらも併せてご確認ください。

なお、「やむを得ない理由」や訓練実施日からの除外にあたるかの判断に迷う場合、又は、必要な証明書類がわからない場合は、ご自身で判断することをせずに事前にハローワークにお問い合わせください。

Q18. 職業訓練受講給付金だけでは訓練受講中の生活費として不足するのですが、その場合に追加で支援はありますか？

職業訓練受講給付金の支給要件を満たす方であって、一定の要件を満たす場合は、求職者支援資金融資という貸付制度を利用できる場合があります。詳しくはホームページのご案内（以下URL参照）をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000771102.pdf>

Q19. 公共職業訓練を受講する場合は、職業訓練受講給付金は受けられないのですか？

ハローワークで相談する中で、求職者支援訓練より公共職業訓練の方が就職のために適した訓練であるとハローワークが判断した場合は、公共職業訓練も受講可能であり、要件を満たせば、職業訓練受講給付金も受けられます。

Q20. 相談をするハローワークはどこでもかまわないですか？

訓練の受講申込みや職業訓練受講給付金の手続きは、原則として住所地を管轄するハローワークで行います。なお、管轄のハローワーク以外で求職活動を行う場合については、ハローワークに相談をしてください。

全国のハローワークは以下のホームページ上でご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>